

うとする行為に該当するおそれがありますので、適切な措置を講じてください。

① 申込みとなることを顧客が容易に認識することができない表示

(省令第16条第1号及び第3号)

※顧客が契約の申込みのための操作又は書面の送付を行う際に、当該操作又は書面の送付が契約の申込みになることが容易に認識できるように表示する必要があります。

② 申込みの内容を容易に確認し及び訂正することができない表示

(省令第16条第2号)

※購入者が定期購入契約の申込みを行う際に、最終段階の画面（いわゆる最終確認画面）において契約の主な内容を全て表示し、購入者がそれを容易に確認し及び訂正できるようにしておく必要があります。

* 定期購入契約の主な内容

- ・ 契約期間（商品の引渡しの回数、購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限又は自動更新のある契約である場合にはその旨）
- ・ 購入者が支払うこととなる金額（各回ごとの商品の代金及び送料並びに支払総額等）
- ・ 各回ごとの商品の代金の支払時期
- ・ その他の特別の販売条件（購入者が商品を購入しなければならない回数が決められている場合にはその旨及びその回数並びに解約条件等）

なお、解約条件等の定期購入契約の主な内容に商品の引渡時期が密接に関連する場合は、各回ごとの商品の引渡時期も含まれる。

なお、インターネットを利用した通信販売等において、「お試し無料」、「お試し価格〇円」、「初回無料」、「初回〇円」等をうたい、実際は定期購入を条件とした契約を締結させるといった、定期購入に関する消費者トラブルがここ数年で急増しているところ、消費者を誤認させるような広告をした場合には、特定商取引法第12条（誇大広告等の禁止）に該当する可能性があり、行政処分や刑事罰の対象となりますので、十分に注意してください。

また、以下のサイトを参照し、貴社のウェブサイトの内容で不適切な事項がないかの確認についても併せて行ってください。